

第1章 総則

第1 趣旨

行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とした行政手続法が、平成5年11月12日に公布され、平成6年10月1日から施行された。

この行政手続法の目的主旨に則り、消防法に規定する危険物に係る許認可事務において、申請等が許認可等の要件に適合しているか判断するための具体的な基準（審査基準）及び申請から処分までに要する標準的な期間（標準処理期間）を定めるものとする。

第2 凡例

1 法令名等の略称

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号)は、以下「法」という。
- (2) 消防法施行令(昭和36年政令第37号)は、以下「施行令」という。
- (3) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)は、以下「施行規則」という。
- (4) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)は、以下「危令」という。
- (5) 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)は、以下「危則」という。
- (6) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年自治省告示第99号)は、以下「危告示」という。
- (7) 松江市火災予防条例(平成17年松江市条例第352号)は、以下「条例」という。
- (8) 松江市危険物の規制に関する規則(平成17年松江市規則第270号)は、以下「市規則」という。
- (9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)は、以下「建基法」という。
- (10) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)は、以下「建基令」という。
- (11) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)は、以下「高圧法」という。
- (12) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)は、以下「労安法」という。
- (13) 日本産業規格は、以下「JIS」という。
- (14) 危険物保安技術協会は、以下「KHK」という。
- (15) 製造所、貯蔵所及び取扱所は、以下「製造所等」という。

2 行政指導部分

この基準には、行政指導及び運用解釈に該当するものも含まれており、当該部分には、注意書き(◆)を付した。

3 SI単位について(H11.9.24消防危第86号通知)

SI単位については、計量法(平成4年法律第51号)の改正により、H11.10.1から施行されているが、施行日前に発せられた通知については、下記の表に従い、SI単位に読み替えるものとする。その他JISに規定する材質等の読み替え等については、H11.9.24消防危第86号による。

	従来単位	SI単位	換算
力	kgf	N	1kgf=10N
モーメント	kgf・m	N・m	1kgf・m=10N・m
圧 力	mmAq kgf/cm ²	Pa	1mmAq =0.01kPa 1kgf/cm ² =0.1MPa
応 用	kgf/cm ²	N/mm ²	1kgf/cm ² =0.1 N/mm ²
熱 量	cal	J	1cal =4.2J
時 間	sec	S	読み替えのみ

第3 基準の適用範囲

この基準は、令和7年6月1日から適用するものとする。

この審査基準の施行の際、現に消防法第11条の規定により許可を受けている製造所、貯蔵所又は取扱所にあつては、この審査基準にかかわらず、位置、構造及び設備の技術上の基準は変更しない限り従前の例とする。